⑾　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
⑿　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⒀　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⒁　手続における交渉の有無　無
⒂　契約書作成の要否　要
⒃　不落特命契約の有無　無
⒄　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⒅　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記４⑴に同じ。
⒆　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒇　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yasuo Inokuma, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Toukaihokuriku Expressway Takasu tunnel
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 14 June 2013
⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 26 August 2013. (If brought with you, 4 : 00 P.M. 26 August 2013)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya-shi, 460―0003 Tel. 052―222―1447

入札公告（建設工事）の変更

平成 25 年５月 15 日
契約責任者　東日本高速道路株式会社
新潟支社長　野村　　浩
◎調達機関番号　417　◎所在地番号　15
○第１号
１　掲載日及び調達等件名　平成25年３月27日（号外政府調達第56号　15・16ページ）「磐越自動車道　吉津トンネル工事」
２　変更内容　３⑵①交付期間「平成25年３月27日から平成25年４月24日まで」を「平成25年３月27日から平成25年５月10日まで」に、３⑶①提出期間「平成25年３月27日から平成25年４月24日16時まで」を「平成25年３月27日から平成25年５月10日16時まで」に、３⑷①提出期限「平成25年５月23日16時まで」を「平成25年６月６日16時まで」に、３⑸①イ提出期限「平成25年６月27日16時00分」を「平成25年７月10日16時00分」に、３⑸③開札日時「平成25年６月28日13時30分」を「平成25年７月11日13時30分」に、５⑷「Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 24 April 2013」を「Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 10 May 2013」に、５⑸「Time-limit for the submission of Technical proposals by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 23 May 2013」を「Time-limit for the submission of Technical proposals by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 6 June 2013」に、５⑹「Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 27 June 2013」を「Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 10 July 2013」にそれぞれ変更します。

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

湾岸道路本牧地区６号橋工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成 25 年５月 15 日
関東地方整備局長　森北　佳昭
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
１　工事名　湾岸道路本牧地区６号橋工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　自）神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先
至）神奈川県横浜市中区錦町地先
３　工事内容　６号橋　鋼４径間連続鋼床版箱桁橋　橋長　L＝424.0m　支間長　L＝102.2m＋124.0m＋114.0m＋82.2m　幅員　18.8m　床版支間長：7.8m　工場製作　約5,700ｔ　工場塗装　約83,000㎡　輸送工　約5,900ｔ　架設工　１式（クレーン架設、横取り架設、一括架設（吊上げ装置））　支承工　１式　現場塗装工　約4,000㎡　橋梁付属物工　１式
ＯＮランプ　単純鋼床版箱桁橋　橋長　L＝83.6m　幅員　6.5m　床版支間長　3.5m　工場製作　約290ｔ　工場塗装　約4,600㎡　輸送工　約300ｔ　架設工　１式（クレーン架設、一括架設（吊上げ装置））　支承工　１式　現場塗装工　約90㎡　橋梁付属物工　１式
ＯＦＦランプ　単純鋼床版箱桁橋　橋長　L＝68.0m　幅員　6.5m　床版支間長　3.5m　工場製作　約220ｔ　工場塗装　約3,700㎡　輸送工　約230ｔ　架設工　１式（クレーン架設、一括架設（吊上げ装置））　支承工　１式　現場塗装工　約70㎡　橋梁付属物工　１式
工期　契約の翌日から平成27年10月30日まで
４　申請の時期
平成25年５月15日から平成25年６月10日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成25年６月11日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
５　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成25年５月15日から〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年５月15日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式―２を使用すること。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年３月30日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工